

令和3年6月18日

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について
(「緊急事態宣言の解除」を受けて)

加古川市幼児保育課

兵庫県に発出されておりました緊急事態宣言が6月20日をもって解除されることとなりました。

引き続き、「市立認定こども園・保育園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(第4版)」に基づき、感染防止対策の徹底を図り、通常保育を実施いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後状況に変化があった場合には、今回の取扱いに変更が生じることがあります。

記

1 保育所等の運営について

通常どおり開所します。

2 健康管理について

園での感染拡大を防止するため、園児をはじめ、ご家族の皆様の体調管理等についても引き続き手洗いうがいの徹底をお願いします。また、園が行う感染症対策へのご協力も重ねてお願いいたします。

・ご家族が濃厚接触者に特定されたり PCR 検査を受けるなど、感染の疑いがある場合には、至急、園へ連絡してください。併せて、園児の登園は控えていただきますようお願いいたします。

・また、同居のご家族に発熱等や体調不良の方がいる場合にも、可能な限り登園を控えていただきますようお願いいたします。

3 園児や職員等が陽性と判明した場合

園児や職員等が陽性と判明した場合等は、加古川健康福祉事務所と相談の上、感染拡大防止のため登園自粛や臨時休園の措置をとることがあります。